資料２　≪　この間の自治労・団体生命共済の抜本改正（組織討議案）に関する県本部の意見と本部の回答（第一次意見以外）　≫

■2020 年 7 月 1 日　ブロック別県本部・県支部合同会議

県本部の質問・意見	共済本部回答
Ｑ１：これまでの会議において共済本部から「2022 年 6 月の全労済の規約改正時が実質的に、抜本改正の最後の機会となる。次の規約改正は 2027 年となり、5 年後では自治労団体生命共済の改正は不可能である」との説明があったと聞いている。 これに関して、①全労済の規約改正は、きっちりと「5 年毎」に行われるものなのか、それとも必要に応じ、臨機応変に対応できるものなのか確認したい。②また、なぜ「5 年後では抜本改正が不可能なのか」、その根拠を、単組・組合員に説明できるように書面で示してもらいたい。	① 改定サイクルについて 全労済の制度改正は、概ね 4 年に一度策定される中期経営計画で制度ごとの改定計画を掲げ、その計画に沿って改定時期が定められます。今回の全労済団体生命制度改定は、2018 年に策定された中期経営計画（New-Zetwork）に改定の実施が掲げられた課題の具現化となります。 中期経営計画は、推進、財政、制度政策等を総合的に検討し、総会決定による組合員合意を得て策定されるもので、経営計画の途中で臨機応変な制度改定を行うことは困難となります。 また、団体生命共済の改定は、2014 年 8 月、2018 年 7 月に続く 2022 年 6 月の改定となり概ね 5 年単位で実施されていますが、5 年毎に改定しなければならないルールはありません。 概ね 5 年の背景としては、団体生命共済の基礎率を検討するのに重要な統計資料である、厚生労働省の「完全生命表（基幹統計）」や日本アクチュアリー会が算出する「標準生命表」の更新周期にも関連しています。また、自治労共済本部が 2018 年 7 月に実施したような、システムに影響しない小幅な改正を行うこともあります。 結論としては、制度の改正サイクルは中期経営計画の中で計画的に実施されるものですが、5 年単位といった改定サイクルがルール化されているわけではありません。 ② なぜ抜本改正は 5 年後ではだめなのか 現在でも少数の県本部・単組は、その推進力により高い加入率を維持していますが、自治労全体として、20 年間という長期間を振り返ると、若年層と女性に割高で、高年層・男性に割安な掛金体系は、若年層・女性加入の比較減少を、高年層・男性加入の比較増加をもたらしており、価格原理が機能しているという事実を認めざるを得ません。このままの加入傾向が進むと、事業の公平性・健全性・持続性は維持できなくなります。 自治労・自治労共済本部は、今回の抜本改正はつぎの見通しから「最後の機会」になると考えています。 ---------- １　組合員の中長期の利益の確保 一律掛金の影響を強く受ける現行制度は、グループ保険に比べて月額掛金 45 歳以上と累計掛金・男性の優位性に留まり、掛金と給付の公平性に課題を抱えています。 若年層・女性が割高感を感じる団体生命共済は、優良団体減算率の最優良の適用条件で

	ある被共済者数 50 万人を 2021 年度に下回り、「組合員の中長期の利益の確保」から遠ざかる見込みです。 　なお、自治労・自治労共済本部は、団体生命共済の抜本改正にあたって、男性・高齢層の掛金引き上げ幅の抑制と自治労・退職者団体生命共済の継続加入による累計掛金の引き下げなど、最大限の努力が問われていると考えています。 ２　組織利益 　現行制度のままでは、加入件数・加入口数の長期低落傾向の更なる継続から、単組事務手数料・県支部交付金を含む自治労共済本部事業経費の減少が止まらず、組織利益は失われていくと想定します。 ３　経営の安定 　現行制度のままでは、将来収支見通し試算の実質的な単年度収支は、赤字が継続し、事業推進政策積立金の赤字も累積していくことを想定しています。
Ｑ２：討議スケジュールの中で、特に 10 月の二次意見の提出期限から、制度骨格案提起までの期間が非常に短いものとなっている点について、共済本部からは「制度改正に伴うシステムを 10 月末には決めなければならない」との説明があったと聞いている。 　これに関連して、福島においても「二段階の掛金体系」を採用しているが、「助け合いの制度」として、「退職まで同一掛金」というのが、民間生保と比較しての最大の優位点として推進し、組織加入県として加入率 80%を維持してきた経過がある。二段階を採用している本県においては、これまでの取り組みを総括し、男女別・年齢群団別掛金体系への変更について、単組・組合員に納得してもらうための議論を丁寧にしなければならず、相当の時間と労力を要することとなる。「10 月末までにシステムを決める」というスケジュールについては、到底納得できるものではない。 　このような状況の中で、①まずは、新制度システムの決定について、先延ばしすることが無理なのか確認したい。②また、新制度のシステムを「10 月末に決定しなければならない」とするならば、これも単組・組合員に説明できるように、2022 年 6 月 1 日の新制度・契約発効までのスケジュール案	討議スケジュールについては組織討議の中で、非常に多くの意見をいただいています。自治労は、6 月 5 日に臨時県本部代表者会議を開催し、5 月 22 日に予定していた第 1 次意見集約を 7 月 15 日に延期する等の補強を行いました。 　その後も、共済推進県本部・県支部合同ブロック会議（6 月 24 日～7 月 3 日）でも多くの意見があったことから、ブロック会議の中で討議スケジュールについては、さらに努力を行い、7 月 27 日に提起予定の補強修正案での反映をめざすことを述べています。 　単組の安定的事務処理は確実なシステム構築の実現が必要であるという観点で、最低限のシステム構築期間は必要となりますが、討議スケジュールについて多くの意見があることから、システム構築期間と討議期間の確保をギリギリで両立できるよう検討を続けていきます。 　ご指摘の通り、二段階掛金で組織加入を実現している県本部が、今回の改正案に対して特段に丁寧な組合員対応が必要であるというご意見を受け止め、補強修正案の検討に努力して参ります。

を書面で示してもらいたい。③さらには、仮にこれら二段階採用の県を含め、「抜本改正に反対」という意思表示をする県が多かった場合、どのように対応する考えなのか確認したい。	
Ｑ３：自治労本部として、今回の抜本改正に関して、どのような運動方針で臨む考えなのか、そして具体的にいつ示すのか確認したい。具体的には、例えば、 ①単組における推進体制をどう構築していくのか。 ②全労済各県推進本部との役割分担をどうしていくのか。 ③単組運動へ大きく影響する事務手数料をどうしていくのか。 ④単組支援に直結する共済推進県本部交付金にどう影響するのか。 ⑤掛金の大幅引き上げによる高齢層組合員の共済解約・組合脱退等、運動面への影響をどう抑えていくのか。 ⑥自治労・退職者団体生命共済の新設により、85 歳まで継続加入できることとなるが、退職者会との関係をどうするのか。	① 近年、大規模災害対応等の影響もあるものの、共済推進活動が減少傾向にあります。抜本改正を契機に自治労共済本部「事業推進方針」や各県本部「年間活動計画」に沿った各級推進委員会の活性化にむけ、自治労総体としてこれまで以上の取り組みとなるよう県本部・自治労共済本部と議論を重ねます。 ② 各県によって推進本部との連携には温度差があることから、自治労共済の推進という観点での人的支援等が必要な県においては、連携強化に取り組みます。また、今回の制度改正内容の実施にあたり、県支部と各県推進本部が一体となって、組合員への制度説明や保障相談を行うことで、組合員理解につながるとも考えられることから、自治労共済本部に対し、今後、組織討議案で決定した内容について、速やかに全労済本部を通じて各県推進本部に内容の説明、徹底をはかるよう要請していきます。 ③ 今回の組織討議案では、単組手数料水準を維持することを提起しています。しかし、単組の手数料額が維持できるかどうかは、これまでの保障内容を維持しつつ、加入している組合員全員が新制度で継続する必要があるため、全員が納得して移行いただける制度となるよう県本部・自治労共済本部と議論を重ねます。 ④ 共済推進県本部交付金については、ア）団生新規件数　イ）当該年度総口数　ウ）対前年度総口数伸び率　エ）新規加盟組合数　を基準に算定配分し、現在 2020 年度実績（2019 年 6 月～2020 年 5 月）以降 4 年間についての交付基準を確認しています。2024 年度実績以降についても、共済推進県本部交付金運営要綱にある交付総額（1 億 5 千万）が維持できるよう財政運営に努めます。 ⑤ 組織討議の中で、高齢層組合員の掛金引き上げに対する運動面への懸念に対する意見を多くいただきました。単組・県本部の危機感を払拭するには、補強修正案の提起内容が重要であると考えます。補強修正案で対応案を示せるように自治労共済本部との協議を重ねていきます。 ⑥ 自治労共済本部は、退職者団体生命共済の新設に伴う改定概要説明を全日本自治体退職者会に行っています。今後は、県本部退職者会、単会への対応を全日本自治体退職者会と連携を深める中で取り組みます。

≪　この間の自治労・団体生命共済の抜本改正（組織討議案）に関する県本部の意見と本部の回答（第一次意見以外）　≫

■2020 年 7 月 29 日　共済推進県本部代表者会議

① 討議スケジュールについて 組織討議のスケジュールについて、第 2 次意見集約が 10 月 12 日で、10 月 16 日の共済推進県代で制度骨格案の提起並びに協議、その後、10 月下旬の第 2 回共済推進県代で制度骨格案の協議、そして確認の日程については、単組への報告・説明の時間が短すぎるとの意見をブロック会議で述べさせていただいた。この思いを受け止めていただき、当初の 1～2 週間から 2 か月弱程度の期間が確保された。丁寧な討議期間と一方ではシステム構築の期間の両立の観点から、ギリギリの調整を行っていただいたことは一定程度理解する。その上で、県本部の機関会議等で報告・確認をする関係上、現在 12 月上旬となっている、第 2 回共済推進県代会議の日程を早急に示していただきたい。	① 早急に示していきたい。
② 高齢層の掛金引き上げについて 高年層型（5 年間の激変緩和措置）を設定（選択）するのではなく、（保障は維持した上で）3 年程度の期間設定による段階的な掛金引き上げ（激変緩和措置）にするべき。	② 意見として受け止める。
③ この間の運動の総括 抜本改正によっての結果を求めるのであれば、より一層の共済推進運動が必要。「共済推進運動の進め方」を再確認し、取り組みの強化を図るべき。もし、やり切れていない部分があれば、推進方針に基づき、本部・県本部・単組が一体となって取り組む必要がある。また、それぞれの県本部・県支部間の温度差をなくす取り組みが重要だと考える。	③ 「共済の進め方」をきっちり使えている県本部がいくつあるのか、申し訳ありませんが、総括をし、きっちりと数字で出したことはありません。しかしながら、共済推進委員会として、各県本部の皆さんに働きかけをする中で、単組の皆さんにも、この「共済の進め方」を使って充分な議論ができているかと、各県本部の共済推進委員会でもご議論をお願いしてきたところであります。その各県本部の共済推進委員会の中で、もう一度、この「共済の進め方」を使っていただいて取り組みを進めるために、今何が必要なのかということを考えていただくことをお願いしたいと思いますし、本部としてはそれがこの間、十分できていなかったということであれば、きっちりと県本部の実態を把握させていただきながら、今後それぞれの県本部で、どういう提起をしていけば、それが実現するのかについて明確な方針を示させていただきたいと考えています。